

大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育委員会規則第10号

大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を廃止する規則

大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則（昭和31年大和町教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による廃止前の大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則の規定は、なおその効力を有する。